

最大10万円

もりおか企業 エネルギーサポート

もりおか
エネサポ

給付金



盛岡市
広報キャラクター
モリイ

中小企業

個人事業主

フリーランス

燃料費・電気料金が増加した
盛岡市内の中小企業・個人事業主・フリーランスを対象に
最大10万円支給します。

申請マニュアル

申請に当たっての注意点

- 本申請マニュアルは、盛岡市が行う「もりおか企業エネルギーサポート給付金事業」に申請する方向けのマニュアルになります。
- 申請に当たっては、本マニュアルに記載の内容をご確認・ご理解いただいた上で、申請の手続きを適切に行っていただくようお願いいたします。
- 申請受付期間 令和4年8月8日(月)から **令和4年10月7日(金)**まで
- ※申請書類は【申請フォーム】【郵送】【FAX】で提出してください。

◆もりおか企業エネルギーサポート給付金に関するお問い合わせ先

もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局

〒020-8778

盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎内

MAIL : info@morioka-enesapo.jp

TEL : 019-681-7061

FAX : 019-681-7063

受付時間…平日9:00~17:00

- ・令和4年8月8日(月)~9月2日(金)の期間は20:00まで受付を行います。
- ・受付時間外、土日祝日の問い合わせはご遠慮ください。
- ・感染症予防のため、窓口での長時間の相談はご遠慮いただいております。

特設サイトはコチラ！

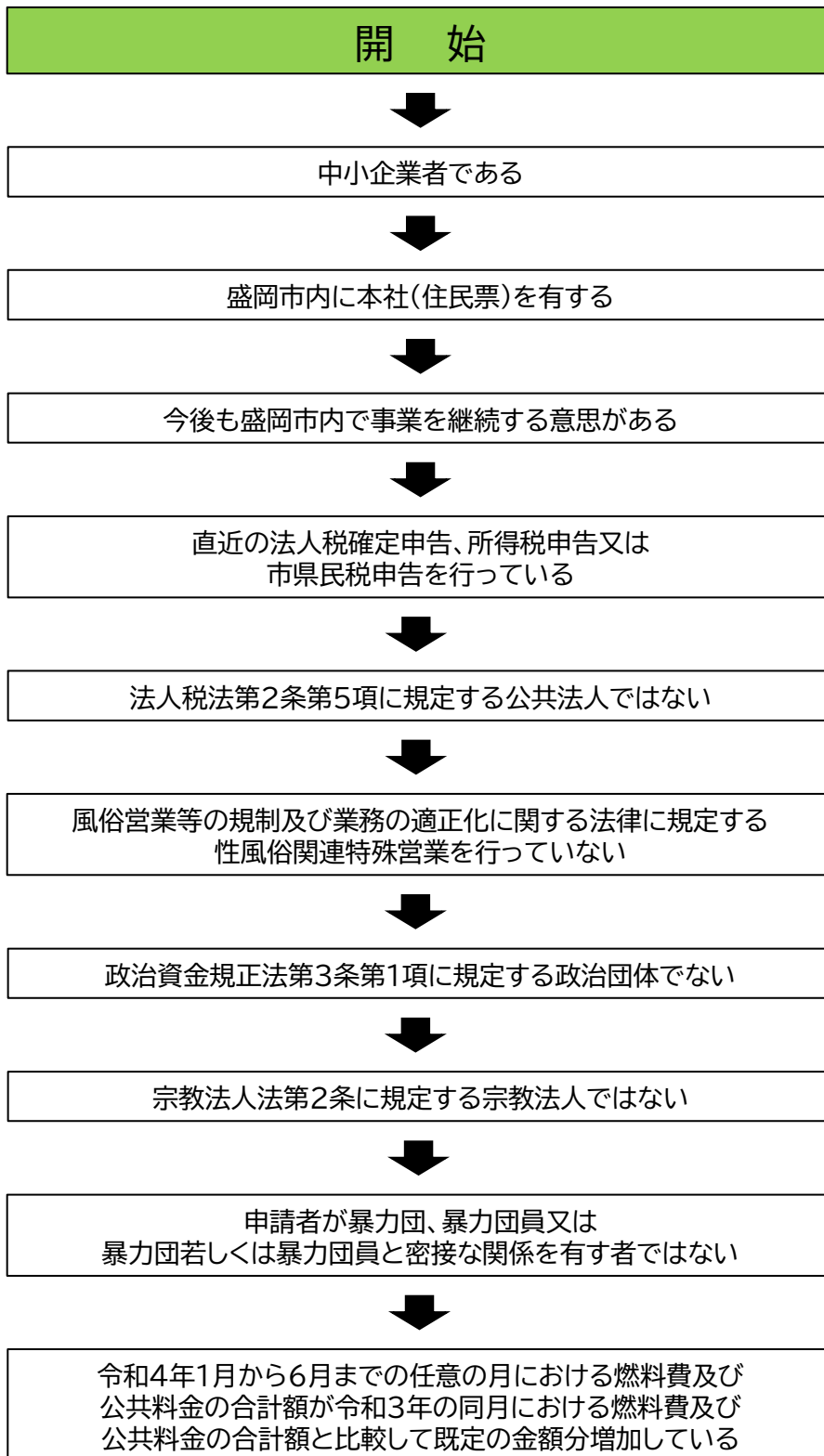


目 次

ページ番号	内容
P1	目次
P2	マニュアル確認箇所フローチャート
P3	給付金支給までのフロー
P4	1 目的
P4~P7	2 支給の対象となる事業者
P8	3 支給額
P8	4 受付期間
	5 申請方法
P8	ア オンライン申請
P9	イ 郵送での申請
P9	ウ FAXでの申請
P10	6 審査・給付金の支給について
	7 オンライン申請 システム入力例
P11~P12	(1) 申請フォームへ移動
P12~P14	(2) アカウムの作成
P15~P21	(3) オンライン申請手順
	8 郵送・FAX申請 申請書記入例
P22	(1)様式第1号 もりおか企業エネルギーサポート給付金支給申請書兼請求書
P23	参考 様式第1号記入例
P24	(2)様式第2号 もりおか企業エネルギーサポート給付金支給要件確認書
P25	参考 様式第2号記入例
P26	(3)様式第3号 もりおか企業エネルギーサポート給付金誓約書兼同意書
P27	参考 様式第3号記入例
P28	(4)様式第4号 もりおか企業エネルギーサポート給付金誓約書兼同意書
P29	参考 様式第4号記入例
P30	(5)【法人用】添付書類について
P31	(6)【個人事業主・フリーランス用】添付書類について
P32	9 審査について
P32	10 その他付帯事項
P33~P34	11 よくあるお問合せ(FAQ)
P34	12 お問い合わせ先

マニュアル確認箇所フローチャート

はじめに、下記のフローチャートの設問に回答し、ご自身が、もりおか企業エネルギーサポート給付金の支給対象外となっていないか、また、本マニュアルにおいて確認が必要となるページ番号について確認を行います。



一つでも該当しない項目がある

もりおか企業エネルギーサポート給付金支給対象外

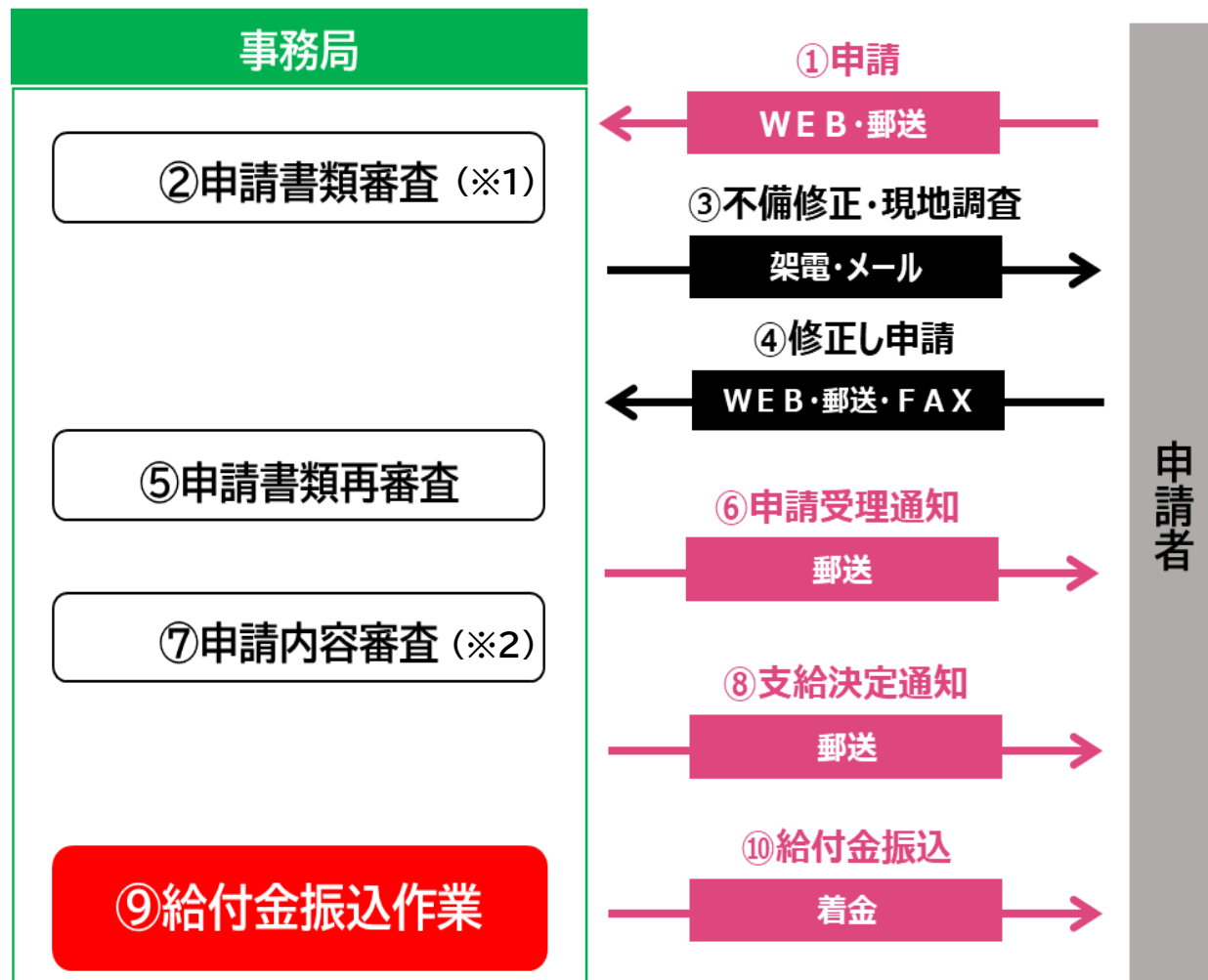
全ての項目に該当

もりおか企業エネルギーサポート給付金
支給対象

給付金支給までのフロー

もりおか企業エネルギーサポート給付金の申請から着金までの流れは、次のとおりとなります。給付金の支給までには最短で【オンライン申請】の場合4週間程度、【郵送・FAX】での申請の場合は5週間程度お時間をいただきます。予めご了承ください。

表1 給付金支給までのフロー



給付金支給までに行う審査の概要

(※1) 申請書類審査

申請された書類に不備(記載漏れや誤記載)がないか、申請書類はすべてそろっているかなど申請における事務的な書類確認を行います。

(※2) 申請内容審査

ア・企業内容照会

申請事業者が本申請において対象外となっている団体ではないか照会を行います。

イ・申請内容審査

支給対象事業者に合致しているか、申請額は適切か申請内容についての審査を行います。

補足事項

- ①申請に不備等がある場合は、事務局より架電や訪問をし、確認をさせて頂く場合がございます。
- ②申請に不備等がある場合給付金の支給が遅くなる場合がございます。
- ③審査において要件を満たせない場合や虚偽申請事業者と判断された場合、加えて給付金支給の対象外の事業者と判断された事業者(例:暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に抵触しているなど)に対しては「不支給通知書」を発送し、給付金お振込みは行いません。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、燃料費の高騰や公共料金(電気)の値上げの影響を受けている中小企業者等の事業継続を緊急的に支援する事を目的とする。

2 支給の対象となる事業者

(1)下記の表1の「業種」の区分ごとに示す「資本金の額又は出資の総額」若しくは「常時使用する従業員」の基準を満たす法人又は事業を営む個人であること。

表1 本事業において給付の対象となる中小企業者の範囲

業種	以下のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業（⑤を除く。）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業（⑥を除く。）	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
⑥ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑦ その他の業種	3億円以下	300人以下

※ 医療法人及び社会福祉法人は、「③ サービス業(⑥を除く。)」に該当するものとする。

※ ただし、下記のいずれかに該当する者は、「みなし大企業」として対象外とする。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

カ 直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える

- (2) 盛岡市内に本社を有しており、原則として、表2別紙に掲げる産業中分類に該当する業種を営む者。
- (3) 盛岡市内において、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 令和4年1月から6月までの任意の月の燃料費及び公共料金の合計額が、前年の同期間(以下「基準期間」という。)と比較して2万5千円以上増加していることが認められること。支給対象か否かの実影響額の判断基準は下記のイメージ図を参照。

イメージ図 基準期間内の実影響額と支給額

令和4年度の該当経費から令和3年の該当経費を減算した額が「実影響額」

期間	電気代の合計	ガス代の合計	灯油代の合計	軽油・ガソリン代の合計	重油代の合計	合計
令和3年1月～6月経費	¥200,000	¥40,000	¥20,000	¥130,000	…	¥390,000
令和4年1月～6月経費	¥210,000	¥45,000	¥25,000	¥150,000	…	¥430,000
基準期間内の実影響額	¥10,000	¥5,000	¥5,000	¥20,000	¥0	¥40,000(※1)
実影響額の合計(※1)が25,000円以上50,000円未満の場合は一律25,000円の支給となる為					支給額	¥25,000

経費として発生していない項目や令和3年と令和4年を比較し影響がない項目(経費が変わらない・または経費が減った月など)については申告の必要はありません。

- (5) 直近の法人税の確定申告又は所得税の市県民税申告を行っていること。
- (6) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者であること。
- (8) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (9) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教法人でないこと。
- (10) 店舗等の営業に関連する関係法令を遵守していること。
- (11) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者でないこと。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の減少が続いている中で、燃料費の高騰の影響により大きな負担が生じている市の公共交通を維持するため、公共交通事業者に対して盛岡市が支給する公共交通維持支援金(令和4年度分)を受給しないこと。
- (13) 新型コロナウイルス感染症の状況下において、原油価格の高騰に直面している貸切観光バス事業者に対して盛岡市が支給する燃料費支援金(令和4年度分)を受給しないこと。
- (14) その他市長が適当でないと認める者でないこと。

表2 日本標準産業分類①

※総務省「日本標準産業分類(平成21年3月23日告示第175号(平成25年10月改定))」より抜粋

産業大分類	産業中分類
A(農業、林業)	01 農業 02 林業
B(漁業)	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
C(鉱業、採石業、砂利採取業)	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D(建設業)	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
E(製造業)	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F(電気・ガス・熱供給・水道業)	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G(情報通信業)	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス 41 映像・音声・文字情報制作業
H(運輸業、郵便業)	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む)

表2 日本標準産業分類②

※総務省「日本標準産業分類(平成21年3月23日告示第175号(平成25年10月改定))」より抜粋

産業大分類	産業中分類
I(卸売業、小売業)	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J(金融業、保険業)	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保健サービス業を含む)
K(不動産業、物品賃貸業)	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L(学術研究、専門・技術サービス業)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M(宿泊業、飲食サービス業)	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N(生活関連サービス業、娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O(教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P(医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q(複合サービス事業)	86 郵便局 87 協同組合(他に分類されないもの)
R(サービス業(他に分類されないもの))	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務

3 支給額

令和4年1月から6月までの任意の月の事業活動に供した燃料費や電気料金の合計額が、前年の同期間と比較した増加額に応じて給付金を支給します。

支給区分／実影響額の合計		支給額
1	25,000円以上50,000円未満	25,000円
2	50,000円以上75,000円未満	50,000円
3	75,000円以上100,000円未満	75,000円
4	100,000円以上	100,000円

4 受付期間

令和4年8月8日(月) ~ **10月7日(金)** ※郵送の場合当日消印有効

5 申請方法

- ・本申請は【オンライン】【郵送】【FAX】の以下に示す3つの方法で申請が可能です。
- ・**郵送や申請後の処理の都合上、オンライン申請が最も早く給付が可能な申請方法です。**
可能な限りオンラインでの申請に御協力下さい。

申請方法について補足事項

- ①書類の受理から審査、支給までは「オンライン申請」で概ね4週間程度、「郵送申請」「FAX申請」の場合は5週間程度を要します。早めの支給を希望される場合は「オンライン申請」をお勧めします。
- ③書類の到着状況、審査状況支給時期に関する問い合わせはご遠慮ください。

ア オンライン申請

特設ウェブサイト内の申請フォームより申請をお願い致します。

特設ウェブサイトアドレス <https://morioka-enesapo.jp>

※市公式ウェブサイトの広報ID1040435のページにて

サイトをご案内しております。右のQRコードからも接続可能です。

特設サイトQRコード



「オンライン申請手順」

- ①申請特設ウェブサイトへアクセス → ②申請フォームに必要事項を入力
→ ③提出書類を添付 → ④入力終了・申請

イ 郵送での申請

※申請書類(様式第1号～第4号)を特設ウェブサイトよりダウンロード、又は盛岡市関係施設(市役所本庁舎・都南総合支所・玉山総合事務所・その他支所)にて受け取り記入。必要書類を同封して下記宛先まで郵送願います。

**〒020-8778 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎内
もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局宛**

「郵送での申請手順」

- A ①申請特設ウェブサイトアクセス → ②申請書式をダウンロードし出力
→ ③申請書式に必要事項を記載 → ④提出書類を添付 → ⑤投函・申請
- B ①盛岡市関係施設で受け取り → ②申請書式に必要事項を記載
→ ③提出書類を添付 → ④投函・申請

- ・書類をコピーする場合は【A4】サイズでお願いいたします。
- ・不足書類を追加郵送する場合には、送信封筒に「不足書類追加」等と明記し、申請社名(申請個人名)、住所、電話番号、法人の場合は担当者名に加え、不足書類を徴求した担当者名がわかる場合は、その担当者名を明記して郵送願います。

ウ FAXでの申請

※申請書類(様式第1号～第4号)を特設ウェブサイトよりダウンロード、又は盛岡市関係施設(市役所本庁舎・都南総合支所・玉山総合事務所・その他支所)にて受け取り記入。
出力またはスキャンした必要書類と併せて下記宛先までFAX願います。

もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局 FAX019-681-7063

「FAXでの申請手順」

- A ①申請特設ウェブサイトアクセス → ②申請書式をダウンロードし出力
→ ③申請書式に必要事項を記載 → ④提出書類を添付 → ⑤送信・申請
- B ①盛岡市関係施設で受け取り → ②申請書式に必要事項を記載
→ ③提出書類を添付 → ④送信・申請

- ・FAXする書類は【A4】サイズでお願いいたします。
- ・不足書類を追加送信する場合には、送信表に「不足書類追加」等と明記し、申請社名(申請個人名)、住所、電話番号、法人の場合は担当者名に加え、不足書類を徴求した担当者名がわかる場合は、その担当者名を明記して郵送願います。

6 審査・給付金の支給について

- ・申請書類到着後、盛岡市・事務局にて申請内容を審査し、支給対象と認められる場合には盛岡市から支給決定通知を送付。指定された口座へ給付金を支給します。
- ・書類の受理から審査、支給までは「オンライン申請」で概ね4週間程度、「郵送申請」「FAX申請」の場合は5週間程度の時間を要します。書類の到着状況、審査状況支給時期に関する問い合わせはご遠慮ください。

申請先

〒020-8778

岩手県盛岡市若園2-18 盛岡市役所若園町分庁舎内

もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局 宛

TEL :019-681-7061 FAX :019-681-7063

7 オンライン申請 システム入力例

(1) 申請フォームへ移動

① 特設ウェブサイトへ移動

特設サイト
QRコード

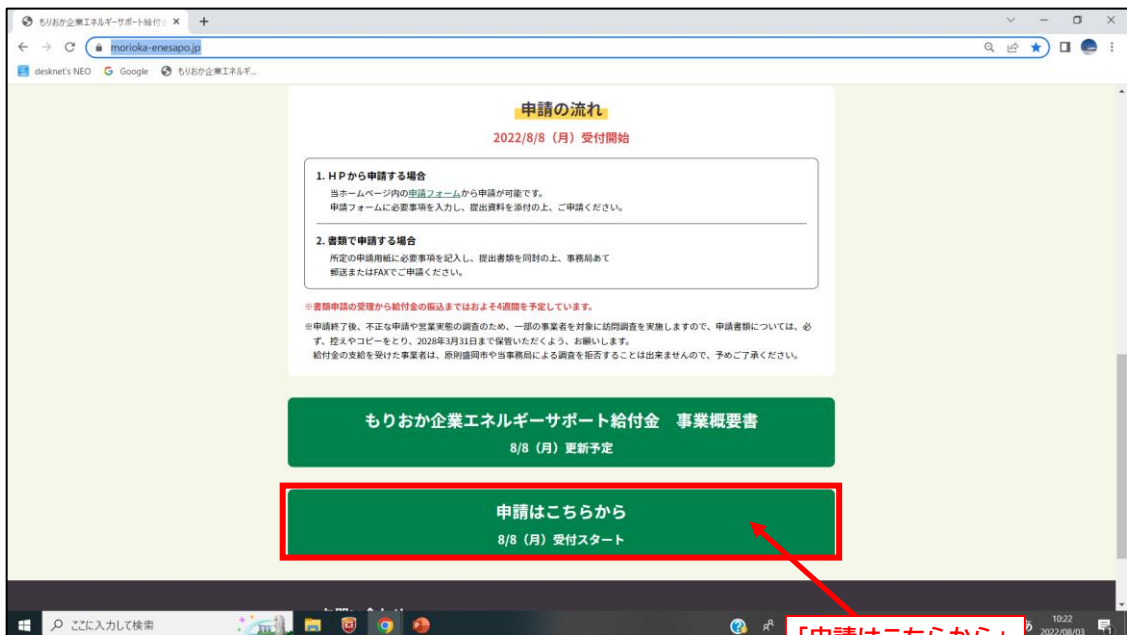


特設ウェブサイトアドレス

<https://morioka-enesapo.jp/>

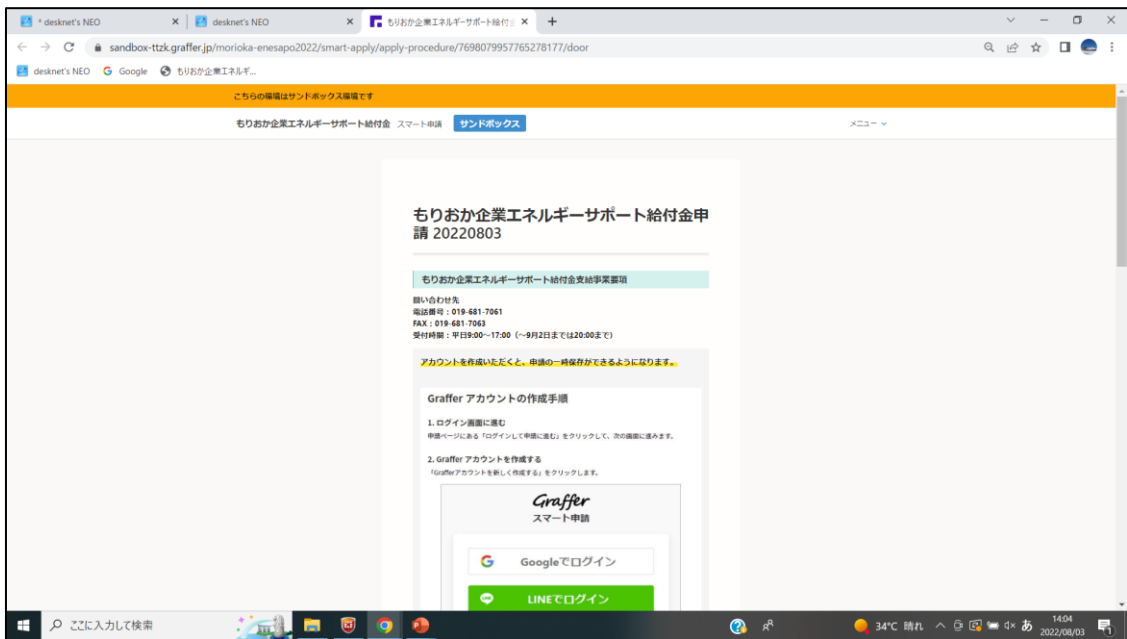


② 特設ウェブサイトより申請フォームへ移動するボタンをクリック



「申請はこちらから」
ボタンをクリック

③申請フォームへ変遷

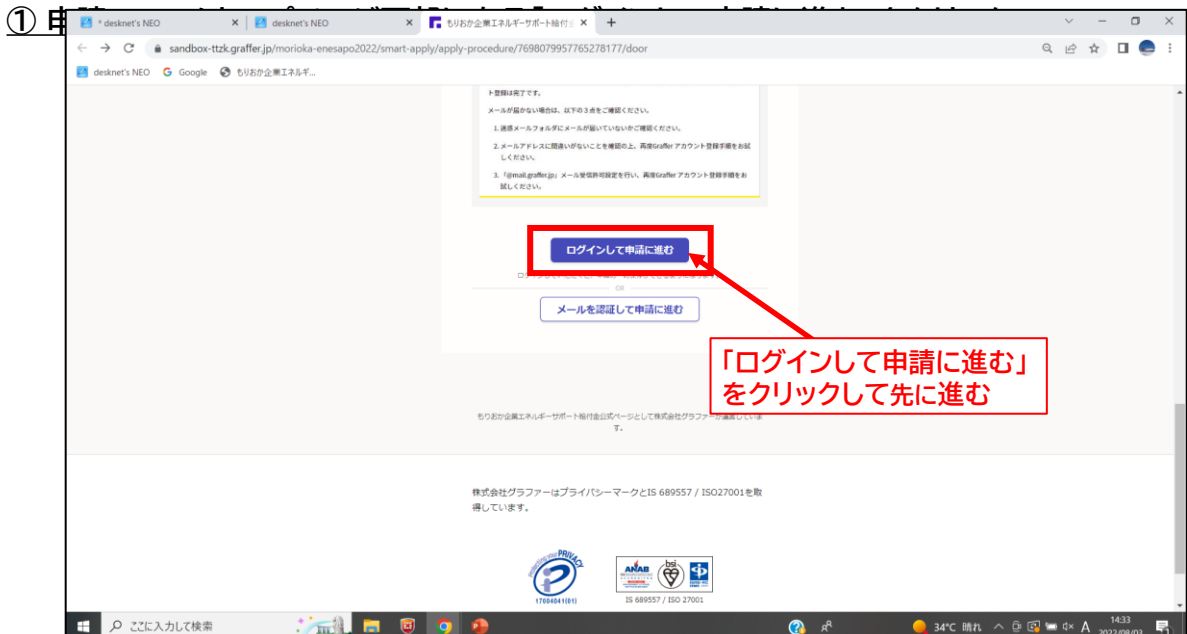


【アカウント作成のメリット】

アカウントを作成いただくと、申請の一時保存ができるようになります。

※申請事項は複数ページに及びます。アカウント登録をすると申請途中で一時保存が可能です。

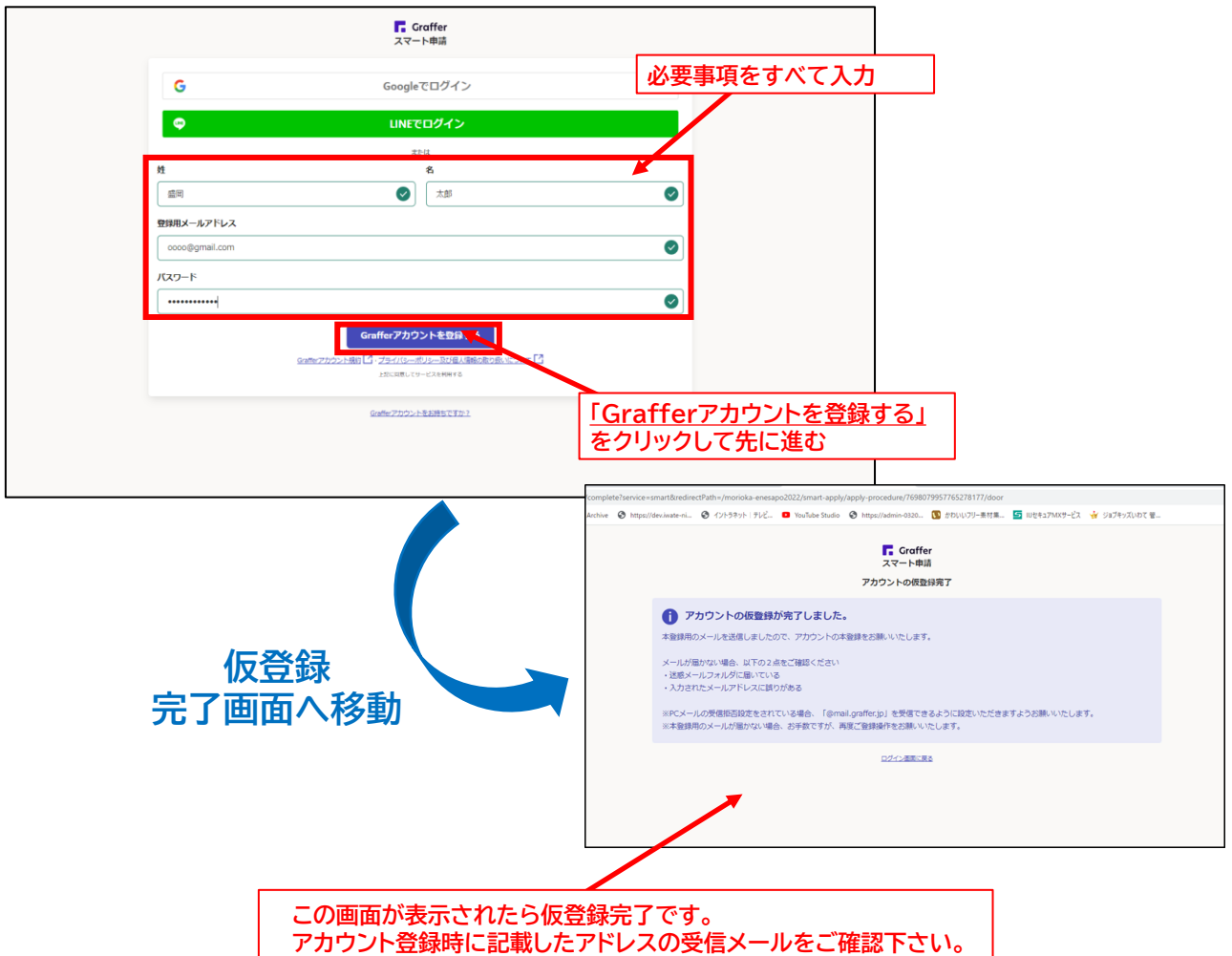
アカウントを制作しての申請を推奨します。



② ログイン画面



③ アカウント登録画面



④ 本登録用メール

The image shows an email from noreply@mail-sandbox.graffer.jp with the subject 'Grafferアカウント] 仮登録完了のお知らせ'. The email body contains a URL: <https://sandbox-accounts.graffer.jp/activation/da98ab27-1c18-4649-a4e9-60cad2ad5bd2>. A red box highlights this URL, with an arrow pointing to the text '受信メール記載のアドレスへ移動' (Move to the address in the received email). Below the email is a screenshot of a web browser showing the 'Graffer アカウント' page with the message 'アカウントの本登録完了' (Account registration completed). A blue arrow labeled '移動' (Move) points from the email to the browser. On the browser page, a red box highlights the text 'アカウントの本登録が完了しました。こちらからログインしサービスをご利用ください。' (Account registration is complete. Please log in from here to use the service). An arrow points from this box to the text 'アカウント本登録完了 ログインして申請開始' (Account registration completed, login to start application).

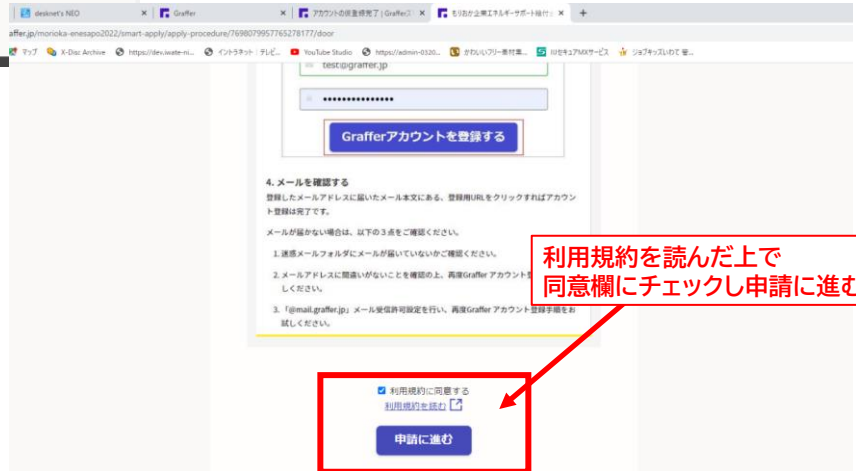
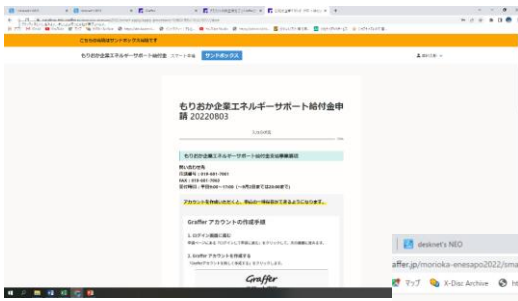
アカウントを登録する事によって申請途中で確認が必要になったり
WEBサイトを閲覧しようとして一度申請画面を閉じたい場合に「一時保存」が可能になります。

⑤ ログインして申請フォームへ進みます。

The image shows the 'Graffer スマート申請' (Graffer Smart Application) login page. It features two login options: 'Googleでログイン' (Login with Google) and 'LINEでログイン' (Login with LINE). Below these is a form for logging in with a Graffer account, with fields for 'メールアドレス' (Email address) and 'パスワード' (Password). A red box highlights the 'メールアドレス' field containing 'oooo@gmail.com' and the 'パスワード' field containing '*****'. An arrow points from the text '登録したアカウント情報を入力' (Enter registered account information) to the email field. Below the form is a button labeled 'Grafferアカウントでログイン' (Login with Graffer account). An arrow points from the text '情報入力後「Grafferアカウントでログイン」をクリック' (After entering information, click 'Login with Graffer account') to the login button. At the bottom, there is a link for 'パスワードをお忘れの場合リセットすることができます。' (You can reset your password if you've forgotten it.) and a checkbox for 'Grafferアカウント規約・プライバシーポリシー及び個人情報取り扱いについて' (Terms of Service, Privacy Policy, and Personal Information Handling).

(3) オンライン申請手順

① 同意画面



下部へ
フリック

利用規約を読んだ上で
同意欄にチェックし申請に進む

②-1 【法人用】 申請者の情報



「法人」を選択

選択をすると該当する
入力フォームが出現



申請者情報記入
※抜け漏れ不可

平日昼間に事務局と
連絡が取れる番号を記載

入力後、
「一時保存して、次へ進む」
をクリック

②-2【個人事業主・フリーランス用】申請者の情報

申請者情報記入
※抜け漏れ不可

申し込み状況

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

一時保存して、次へ進む

制度概要ページに戻る

「個人」を選択

選択をすると該当する
入力フォームが出現

平日昼間に事務局と
連絡が取れる電話番号を記載

入力後、
「一時保存して、次へ進む」
をクリック

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

氏名 ※個人事業主・フリーランスの場合 必須

福岡太郎

氏名(カナ) ※個人事業主・フリーランスの場合 必須

モリオカタロウ

自宅の郵便番号 必須

ハイファンなしの半角7桁で入力してください

0208531 住所を自動で入力

自宅住所 ※個人事業主の場合 必須

若手原福岡市若園町2-18

生年月日(西暦) ※個人事業主・フリーランスの場合 必須

1175 年 4 月 1 日

屋号名 ※個人事業主の場合 必須

エネサポ福岡

屋号名(カナ) ※個人事業主の場合 必須

エネサポモリオカ

電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

0000000000

メールアドレス 必須

yoneshow@tvf.co.jp

一時保存して、次へ進む

③ 中小企業要件情報

中小企業要件情報記入
※抜け漏れ不可

中小企業要件情報

日本経済産業省が定める「業種」を選択してください。

サービス業

資本金 必須

単位：万円

10000

従業員数 必須

単位：人 ※半角数字で入力してください

100

令和3年または直近の事業年度における売上高 必須

単位：万円

50000

令和3年または直近の事業年度における営業利益 必須

単位：万円 ※営業利益がマイナスの場合は、数字の前にマイナス「-」を入力してください

1000

支店区分と支店決定額についての注意事項 必須

令和4年1月から6月までの経費の総額又は公算額の合計額が、前年の経費と比較して1.5倍以下増加していることが認められることが条件です。

確認しました

次ページからの入力操作について 必須

「電気、ガス、灯油、軽油、ガソリン、重油、の5つの項目のうち、電気・物価高騰の経費申告の有無について、令和3年1月から6月、令和4年1月から6月の金額を登録してください。

確認しました

添付書類、添付画像について 必須

経費の伝票を添付したお申し込みですが、添付ファイル形式のPDFまたは写真データで、1ファイルあたり1〜3枚の添付があります。写真データは、スマホの撮影画像も対応していますが、画像サイズを超えるか、PDFで添付してください。

確認しました

一時保存して、次へ進む

戻る

入力後、
「一時保存して、次へ進む」
をクリック

④ 原油・物価高騰要件情報 ※確認欄

原油・物価高騰要件は「電気」、「ガス」、「灯油」、「重油」、「軽油・ガソリン」と、それぞれにページが分かれています。昨年と経費の差異がなく、申請しない項目であっても「確認しました」には必ずチェックを入れてください。

原油・物価高騰要件情報(電気)

このページについて 任意

電気の経費を申請しない場合は、次のページに進んでください。申請する場合は、お手元の支払伝票の空欄に沿って、金額を入力してください。

確認しました

令和4年1月から6月の電気の経費を申請する月の選択と登録 任意

①電気の経費が増額した月を選択してください。②その月の、令和4年と令和3年それぞれの経費金額を入力してください。③金額が記載されているものを添付してください。 ※月は1〜6月が選択できます。「追加する」ボタンで、最大6ヶ月分まで申請できます。

追加する

令和4年1月〜6月の電気の経費額の合計 任意 自動計算

表示されている合計金額に誤りがないか確認してください。

0

令和3年1月〜6月の電気の経費額の合計 任意 自動計算

表示されている合計金額に誤りがないか確認してください。

0

一時保存して、次へ進む

戻る

「確認しました」にチェック後
該当項目の経費申告がある場合は追加する

⑤ 原油・物価高騰要件情報 ※経費申請-1

原油・物価高騰要件情報 (電気)

このページについて

電気の経費を申請しない場合は、次のページに進んでください。申請する場合は、請求金額が記載されている請求書、利用明細の内容に沿って、金額を入力してください。

確認しました

令和4年と令和3年の、電気の経費を申請する月の選択と金額

①電気の経費が記録した月を選択してください。②その月の金額を入力してください。③金額が記載されているものを添付してください。 ※月は1月～6月が選択できます。「追加する」ボタンで、最大6ヶ月分まで申請できます。

令和4年と令和3年の、電気の経費を申請する月

申請する月の選択

1月～6月まで、申請する月を選択してください。 ※例えば1月と2月が申請される場合は、1月、2月、3月の順に、最大6ヶ月分まで選択してください。

1月

選択した月の、令和4年度の電気の経費金額

単位：円 ※例：30000 (1円単位まで、正確に、半角数字で入力してください。)

265000

選択した月の、令和4年度の電気料金

電気の経費として、請求金額が記載されている請求書、利用明細を添付してください。 ※添付資料は1MB以内、ファイル形式はPDFとJPEG、サイズ制限は1MBまで、スキャンの誤差を考慮してください。

ファイルを選択...

3054.jpg

令和3年の該当月の経費を入力

選択した月の、令和3年度の電気の経費金額

単位：円 ※例：30000 (1円単位まで、正確に、半角数字で入力してください。)

166200

選択した月の、令和3年度の電気料金

電気の経費として、請求金額が記載されている請求書、利用明細を添付してください。 ※添付資料は1MB以内、ファイル形式はPDFとJPEG、サイズ制限は1MBまで、スキャンの誤差を考慮してください。

ファイルを選択...

3054.jpg

別の月の経費を記載する場合は「追加する」をクリック

追加する

令和4年と令和3年の、電気の経費を申請する月の選択と金額 #2

申請する月の選択

必要事項と添付をすべて入力

1月～6月まで、申請する月を選択してください。 ※例えば1月と2月が申請される場合は、1月、2月、3月の順に、最大6ヶ月分まで選択してください。

2月

選択した月の、令和4年度の電気の経費金額

単位：円 ※例：30000 (1円単位まで、正確に、半角数字で入力してください。)

210300

選択した月の、令和4年度の電気の経費の支払伝票

経費の金額が入力されているものを添付してください。 ※ファイル形式はPDFとJPEG、サイズ制限は1MBまで、スキャンの誤差を考慮してください。

ファイルを選択...

IMG_0235.JPG

別の月の経費を記載する場合は追加するをクリック

追加する

入力した経費の各年の合計金額が表示されます。

令和4年1月～6月の電気の経費の合計

75300

令和3年1月～6月の電気の経費の合計

56230

すべての月の経費を入力したら「一時保存して、次へ進む」をクリック

一時保存して、次へ進む

戻る

⑥ 原油・物価高騰要件情報 ※経費申請-2

入力状況

原油・物価高騰要件情報 (ガス)

このページについて

ガスの経費を申請しない場合は、次のページに進んでください。申請する場合は、お手持の支払伝票の内容に沿って、金額を入力してください。

確認しました

令和4年と令和3年の、ガスの経費を申請する月の選択と金額

①ガスの経費が記録した月を選択してください。②その月の、令和4年と令和3年それぞれの経費金額を入力してください。③金額が記載されているものを添付してください。 ※月は1月～6月が選択できます。「追加する」ボタンで、最大6ヶ月分まで申請できます。

追加する

令和4年1月～6月のガスの経費額の合計

自動計算

表示されている合計金額に誤りがないか確認してください。

0

令和3年1月～6月のガスの経費額の合計

自動計算

表示されている合計金額に誤りがないか確認してください。

0

一時保存して、次へ進む

戻る

前ページと同じ手順で「電気」、「ガス」、「灯油」、「重油」、「軽油・ガソリン」で申請を進め、各項目最後に「一時保存して、次へ進む」をクリック

⑦ 給付金の振込先口座情報

給付金の振込先口座情報

確認事項 **必須**
 振込先口座の名称、住所として申請者の本人の口座（法人では法人の口座）に振り出す

確認しました

金融機関名 **必須**
 例：三菱銀行
 銀行名

金融機関コード **必須**
 金融機関4桁（当座振付の場合は0000）
 0000

支店名 **必須**
 例：〇〇支店
 本店

支店コード **必須**
 支店番号3桁
 000

預金種別 **必須**
 普通
 当座

口座番号 **必須**
 支店番号7桁（6桁の場合も、数字のみを記載してください）
 0000000

口座名義 **必須**
 例：〇〇 太郎
 株式会社〇〇代表取締役太郎

口座名義（カナ） **必須**
 例：イワサキタロウ
 カフシキカイシャモリオカダイシヨウモリオカタロウ

振込口座確認画像（表面） **必須**
 振込口座通帳の表面を添付してください。画像かPDFで添付してください。（スマホの撮影画像も可）
 ※サイズ制限2MBまで
 ファイルを選択...

振込口座確認画像（2枚目裏面） **必須**
 振込口座通帳の裏面を添付してください。裏面のページを、裏面で添付してください。画像かPDFで添付してください。（スマホの撮影画像も可）
 ※サイズ制限2MBまで
 ファイルを選択...
 b6e04c8c.jpg

一時保存して、次へ進む

戻る

必要事項を全て入力
必要書類を全て添付

金融機関コードが不明な場合
各金融機関のHPに
記載がありますのでご確認ください

振込口座通帳の表面を添付してください。
画像かPDFで添付してください。
(スマホの撮影画像も可)

振込口座通帳の表面を開いた直後のページを
見開きで添付してください。
画像かPDFで添付してください。
(スマホの撮影画像も可)

必要事項を全て入力し
必要書類を全て添付したら
「一時保存して、次へ進む」をクリック

振込先口座情報を「正確に」記載願います。下記について必ず提出前にご確認下さい。

- Q 振込先の銀行情報や普通・当座の記載に間違いはないか？
- Q 口座名義に間違いはないか？(略称で記載していないかなど)

⑧ 法人役員名簿

個人事業主・フリーランスの場合は本ページは入力する必要はありません。
「一時保存して、次へ進む」をクリックし次のページに進んでください。

記載内容を確認の上「確認しました」にチェック
役員名簿入力の為「追加する」をクリック

役員情報を入力。「追加する」で最大8名まで入力

**入力フォーム
が出現**

該当者の自宅住所
を記載願います。
※本社住所ではありません

全ての役員情報の入力が終わったら
「一時保存して、次へ進む」をクリック

一時保存して、次へ進む

⑨ 添付書類

一時保存して、次へ進む

メール送信により提出するをチェックし
「一時保存して、次へ進む」をクリック

「申請フォームにアップロードして
提出する」をチェックし
申請に必要な添付書類を
全て添付してください。
※画像がPDFで添付してください。
(スマホの撮影画像も可)

必要書類の添付が終わったら
「一時保存して、次へ進む」をクリック

一時保存して、次へ進む

添付書類は、申請完了後、事務局アドレス
info@morioka-enesapo.jp

宛てに
タイトルを「申請社名:申請添付書類提出」
本文に
申請社名(申請個人名)、住所、電話番号、
法人の場合は担当者名申請社名、連絡先
を記載の上、提出書類を添付して送信ください。

⑫ 給付金申請額 兼 請求額誓約事項

給付金申請額 兼 請求額

誓約事項 必須

私は、本給付金申請に必要な全ての情報を、この申請フォームに入力及び添付し、申請を行うとともに、盛岡市長谷藤裕明に対し、給付金を請求します。

確認しました

前年の経費との差分（増加額） 自動計算

前年の経費と比較して2.5万円以上増加していることが支給対象の条件です。

137976

給付金申請額 兼 請求額 自動計算

2.5万円以上～5万円未満は2.5万円の支給額、5万円以上～7.5万円未満は4.5万円の支給額、7.5万円以上～10万円未満は7.5万円の支給額、10万円以上は10万円の支給額となります。

100000

一時保存して、次へ進む

記載内容画を確認し
「確認しました」にチェックをお願いします。

令和4年と令和3年における、全ての
申請経費の差額（増加額）

下部表1の算出式にあてはめて算出した額
が自動表示。この金額が支給額となります。

全ての内容をご確認いただいた後
「一時保存して、次へ進む」をクリック

表1 申請額(給付額)算出表

支給区分／実影響額の合計		支給額
1	25,000円以上50,000円未満	25,000円
2	50,000円以上75,000円未満	50,000円
3	75,000円以上100,000円未満	75,000円
4	100,000円以上	100,000円

⑬ 申請内容の確認

これまでフォームに入力した内容が
全て表示されます。
抜け漏れ、誤りがないか
再度ご自身でご確認下さい。

同意事項 ※すべての項目に同意チェックを入れてください

- 同意事項1 [編集する](#)
- 同意事項2 [編集する](#)
- 同意事項3 [編集する](#)
- 同意事項4 [編集する](#)
- 同意事項5 [編集する](#)
- 同意事項6 [編集する](#)

給付金申請額 兼 請求額

誓約事項 [編集する](#)

100000

この内容で申請する

↓

申請完了

申請内容に齟齬が無ければ
「この内容で申請する」をクリック

8 郵送・FAX申請 申請書記入例

(1) 様式第1号 もりおか企業エネルギーサポート給付金支給申請書兼請求書

(様式第1号) もりおか企業エネルギーサポート給付金支給申請書兼請求書

もりおか企業エネルギーサポート給付金支給申請書兼請求書

令和 4 年 月 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

所在地 ※個人事業主 は自宅住所	〒 盛岡市															
フリガナ																
法人名 (屋号)																
フリガナ																
代表者名																
事業者種別	法人								個人事業主							
法人番号 ※法人のみ記入					-								-			
担当者名																
担当者TEL							FAX									
担当者E-mail																

もりおか企業エネルギーサポート給付金の支給を受けたいので、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請額兼請求額

	円
--	---

2 給付金の振込先口座情報

金融機関名					金融機関 コード				
本・支店名					支店コード				
口座種別	普通		当座		口座番号				
口座名義 (カナ名義)									

様式第1号記入例

(様式第1号) もりおか企業エネルギーサポート給付金支給申請書兼請求書

もりおか企業エネルギーサポート給付金支給申請書兼請求書

令和 4 年 8 月 〇 日

申請日(記載日)を記載

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

所在地	〒 020-8778		
※個人事業主は自宅住所	盛岡市 若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎内		
フリガナ	カブシキガイシャモリオカ		
法人名(屋号)	株式会社もりおか		
フリガナ	モリオカタロウ		
代表者名	盛岡 太郎		
事業者種別	法人	<input checked="" type="checkbox"/>	個人事業主
法人番号 ※法人のみ記入	0 0 0 0	- 0 0 0 0	- 0 0 0 0
担当者名	盛岡 花子		
担当者TEL	000-000-0000	FAX	000-000-0000
担当者E-mail	hanako@morioka.co.jp		

申請者情報記入 ※抜け漏れ不可

平日昼間に事務局と連絡が取れる番号を記載

もりおか企業エネルギーサポート給付金の支給を受けたいので、本書面に関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

申請額米請求額

100,000 円

様式第2号で算出した実影響額を最下部表1の算出式にあてはめて算出した額を記載この金額が支給額となります。

2 給付金の振込先口座情報

金融機関名	盛岡銀行		金融機関コード	〇〇〇
本・支店名	本店		支店コード	〇〇〇
口座種別	普通	<input checked="" type="checkbox"/>	当座	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
口座名義(カナ名義)	カブシキガイシャモリオカダイヒョウモリオカタロウ			

金融機関コードが不明な場合各金融機関のHPIに記載がありますのでご確認ください。

振込先口座情報を「正確に」記載願います。下記について必ず提出前にご確認下さい。

- Q 振込先の銀行情報や普通・当座の記載に間違いはないか？
- Q 口座名義に間違いはないか？(略称で記載していないかなど)

表1 申請額(給付額)算出表

	支給区分/実影響額の合計	支給額
1	25,000円以上50,000円未満	25,000円
2	50,000円以上75,000円未満	50,000円
3	75,000円以上100,000円未満	75,000円
4	100,000円以上	100,000円

記載する際の注意点

①法人の場合は、確定申告書類や履歴事項全部証明書に記載のある所在地・法人名・代表者氏名を記入し、個人事業主の場合は、確定申告書類に記載のある屋号および本人確認書類に記載のある住所・代表者氏名をご記入ください。

(2) 様式第2号 もりおか企業エネルギーサポート給付金支給要件確認書

(様式第2号) もりおか企業エネルギーサポート給付金支給要件確認書

もりおか企業エネルギーサポート給付金支給要件確認書

3 中小企業要件等情報

主たる業種 ※日本標準産業分類中分類における「業種」を記入			
資本金	万円	従業員数	人
参考	令和3年又は直近の事業年度における売上高		万円
	令和3年又は直近の事業年度における営業利益(※)		万円

※営業利益がマイナスの場合は、数字の前に「△」をご記入下さい。

4 原油・物価高騰要件情報

令和 3 年分

区分	電気	ガス	灯油	軽油・ガソリン	重油
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
小計					
合計					

令和 4 年分

区分	電気	ガス	灯油	軽油・ガソリン	重油
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
小計					
合計					

実影響額 円

様式第2号記入例

(様式第2号) もりおか企業エネルギーサポート給付金支給要件確認書

もりおか企業エネルギーサポート給付金支給要件確認書

3 中小企業要件等情報

主たる業種 ※日本標準産業分類中分類における「業種」を記入		食品製造業	
資本金	10,000 万円	従業員数	100 人
参考	令和3年又は直近の事業年度における売上高	50,000 万円	
	令和3年又は直近の事業年度における営業利益(※)	1,000 万円	

※営業利益がマイナスの場合は、数字の前に「△」をご記入下さい。

抜け漏れがないよう記載願います。
業種については次頁からの参考資料をご確認ください。

4 原油・物価高騰要件情報

令和 3 年分

区分	電気	ガス	灯油	軽油・ガソリン	重油
1月	185200			36000	
2月	190030			19600	
3月				40700	
4月					
5月	170600				
6月					
小計					
合計	642,130				

領収書、請求書を根拠に
令和3年(前年)の
対象経費を記載

令和3年
対象経費合計

令和 4 年分

区分	電気	ガス	灯油	軽油・ガソリン	重油
1月	265000			38000	
2月	210300			20800	
3月				51000	
4月					
5月	196005				
6月					
小計					
合計	781,105				

物価高騰に伴う影響が
無かった月については
記載の必要なし

領収書、請求書を根拠に
令和4年(今年)の
該当経費を記載

令和4年
対象経費合計

実影響額 138,975 円

令和4年の対象経費合計から令和3年の対象経費の合計を引いた金額を記載
この金額が物価高騰に伴う実影響金額となり、別紙申請額(支給額)算出表の算出式
によって申請額(支給額)算出の根拠になります。

記載する際の注意点

- ① 中小企業要件等情報に記載する、「主たる業種」については、次頁からの参考資料、または総務省ホームページからご確認ください。
- ② 給付金の上限は10万円です。実影響額が10万円を超えていれば一律10万円の支給となります。実影響額が10万円以上であればそれ以上記載していただく必要は御座いません。

(3) 様式第3号 もりおか企業エネルギーサポート給付金誓約書兼同意書

(様式第3号) もりおか企業エネルギーサポート給付金誓約書兼同意書

もりおか企業エネルギーサポート給付金誓約書兼同意書

令和 4 年 月 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

法人名

代表者名

私は、もりおか企業エネルギーサポート給付金（以下「給付金」という。）の支給申請を行うにあたり、次に記載の項目について、誓約及び同意します。

なお、虚偽の誓約を行った場合又は同意した項目に違反した場合には、盛岡市長が給付額を決定する前であれば、給付金の支給申請を取り下げ、既に給付金の支給を受けていた場合は、速やかに給付金事務局に給付金を返還します。

記

確認	誓約項目
	本給付金の支給申請あたり、給付金事務局に提出した本給付金の関係書類、帳簿書類及び通帳その他の提出書類等に記載の事項に虚偽のないこと
	令和3年度分又は直近の事業年度分における確定申告を完了していること
	本給付金の支給を受けた後も市内に事業所を置き、事業を継続する意思を有すること
	暴力団（※）でなく、また、役員等が暴力団員（※）や暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、当事業の経営に暴力団や暴力団員が実質的に関与していないこと ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと
	政治団体及び宗教上の組織又は団体でないこと
	法人税法第2条第5項に規定する公共法人でないこと

確認	同意項目
	本給付金の支給申請及び支給に関わる情報については、本給付金事業及び盛岡市が行うその他の事業等における適正な事務執行の確保等の理由により、警察その他の関係行政機関等及びこれらの事業等における受託事業者の間において、共有される場合があること
	盛岡市及び本給付金事務局等が行う本給付金の関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
	本給付金の支給申請あたり、給付金事務局に提出した本給付金の関係書類、帳簿書類及び通帳その他の提出書類等については、令和10年3月31日まで電磁的記録等により保存するとともに、盛岡市及び本給付金事務局等から求めがあるときは、速やかにこれを提出すること
	既に給付金の支給が行われている者のうち、本給付金の支給要件に該当しないこと又は盛岡市長が本給付金の支給が不適切であると認める者であることが発覚した場合には、支給を受けた給付金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、盛岡市及び本給付金事務局等が本給付金の支給申請及び支給に関わる情報等の公表等を行うことがあること
	今後も継続して、原油・物価高騰等に対応するための経営改善に努めるとともに、盛岡市及び本給付金事務局等が市内事業者の経営実態を把握するために行う調査に応じること

※上記の各種項目に誓約する場合又は同意する場合には、各種項目欄左の確認欄に☑チェックを記入すること。

※確認欄の全てに☑チェックの記入がある場合のみ、当該支給申請を受理し、申請内容について、審査を行う。

様式第3号記入例

(様式第3号) もりおか企業エネルギーサポート給付金誓約書兼同意書

もりおか企業エネルギーサポート給付金誓約書兼同意書

申請日(記載日)を記載

令和 4年 8月 〇日

抜け漏れがないよう記載願います。

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

法人名 株式会社もりおか

代表者名 盛岡 太郎

私は、もりおか企業エネルギーサポート給付金(以下「給付金」という。)の支給申請を行うにあたり、次に記載の項目について、誓約及び同意します。

なお、虚偽の誓約を行った場合又は同意した項目に違反した場合には、盛岡市長が給付額を決定する前であれば、給付金の支給申請を取り下げ、既に給付金の支給を受けていた場合は、速やかに給付金事務局に給付金を返還します。

記

確認	誓約項目
<input checked="" type="checkbox"/>	本給付金の支給申請あたり、給付金事務局に提出した本給付金の関係書類、帳簿書類及び通帳その他の提出書類等に記載の事項に虚偽のないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	令和3年度分又は直近の事業年度分における確定申告を完了していること
<input checked="" type="checkbox"/>	本給付金の支給を受けた後も市内に事業所を置き、事業を継続する意思を有すること
<input checked="" type="checkbox"/>	暴力団(※)でなく、また、役員等が暴力団員(※)や暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、当事業の経営に暴力団や暴力団員が実質的に関与していないこと <small>※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成9年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。</small>
<input checked="" type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(平成9年法律第77号)第2条第2号に規定するもの以外の風俗関連特殊営業を行っていないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	政治団体及び宗教上の組織又は団体でないこと
<input checked="" type="checkbox"/>	法人税法第2条第5項に規定する公共法人でないこと
確認	同意項目
<input checked="" type="checkbox"/>	本給付金の支給申請及び支給に関わる情報については、本給付金事業及び盛岡市が行うその他の事業等における適正な事務執行の確保等の理由により、警察その他の関係行政機関等及びこれらの事業等における受託事業者の間において、共有される場合があること
<input checked="" type="checkbox"/>	盛岡市及び本給付金事務局等が行う本給付金の関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
<input checked="" type="checkbox"/>	本給付金の支給申請あたり、給付金事務局に提出した本給付金の関係書類、帳簿書類及び通帳その他の提出書類等については、令和10年3月31日まで電磁的記録等により保存するとともに、盛岡市及び本給付金事務局等から求めがあるときは、速やかにこれを提出すること
<input checked="" type="checkbox"/>	既に給付金の支給が行われている者のうち、本給付金の支給要件に該当しないこと又は盛岡市長が本給付金の支給が不適切であると認める者であることが発覚した場合には、支給を受けた給付金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、盛岡市及び本給付金事務局等が本給付金の支給申請及び支給に関わる情報等の公表等を行うことがあること
<input checked="" type="checkbox"/>	今後も継続して、原油・物価高騰等に対応するための経営改善に努めるとともに、盛岡市及び本給付金事務局等が市内事業者の経営実態を把握するために行う調査に応じること

誓約項目・同意項目を熟読の上、必ずすべてにチェックをお願いします。

※上記の各種項目に誓約する場合又は同意する場合には、各種項目欄左の確認欄にチェックを記入すること。

※確認欄の全てにチェックの記入がある場合のみ、当該支給申請を受理し、申請内容について、審査を行う。

記載する際の注意点

①本書式のすべての確認欄にチェックがない場合は給付金の支給が出来ません。
誓約項目、同意項目を熟読の上、必ず全てにチェックをお願いします。

(4) 様式第4号 もりおか企業エネルギーサポート給付金法人役員名簿

(様式第4号) もりおか企業エネルギーサポート給付金法人役員名簿

もりおか企業エネルギーサポート給付金法人役員名簿

令和 4 年 月 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

法人所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____

私は、もりおか企業エネルギーサポート給付金（以下「給付金」という。）の支給申請を行うにあたり、様式第3号における、誓約項目（※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関すること）の証憑書類として、次のとおり、役員名簿を作成し、これを提出します。

なお、警察その他の関係行政機関等に、本書類を共有されることについては、一切、申し立てを行いません。

記

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日 （西暦）	性別 （男女）	自宅住所
(例) 代表取締役社長	モリカ タロウ	19750401 <small>※数字9999で記載</small>	男	岩手県盛岡市内丸12番2号
	盛岡 太郎			

個人事業主・フリーランスの場合は様式第4号の提出の必要はありません。

(様式第4号) もりおか企業エネルギーサポート給付金法人役員名簿

申請日(記載日)
を記載

もりおか企業エネルギーサポート給付金法人役員名簿

令和 4 年 8 月 〇 日

抜け漏れがないよう記載願います。

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

法人所在地 岩手県盛岡市2-18

法人名 株式会社もりおか

代表者名 盛岡太郎

生年月日は西暦にて
8桁の数字として記載願います。
※/や年月日の表記は不要

私は、もりおか企業エネルギーサポート給付金（以下「給付金」という。）の支給申請を行うにあたり、様式第3号における、誓約項目（※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成9年法律第77号）に關すること）の証憑書類として、次のとおり、役員名簿を作成し、これを提出します。
なお、警察その他の関係行政機関等に、本書類を共有されることについては、

該当者の自宅住所
を記載願います。
※本社住所ではありません。

記

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日 （西暦）	性別 （男女）	自宅住所
代表取締役社長	もりおか 太郎	19750401 ※数字8桁で記載	男	岩手県盛岡市若園町2-18
	盛岡 太郎			
専務取締役	もりおか ハナコ	19751001	女	岩手県盛岡市若園町2-18
	盛岡 花子			
取締役	イワタ イチロウ	19720601	男	岩手県盛岡市内丸2-10
	岩手 一郎			

履歴事項全部証明書に記載のある全ての役員(監査役、社外役員含む)を記載ください。

(5)【法人用】添付書類について

給付金を申請する為は前述の様式以外にも下記の必要書類を提出してください。
内容をご確認の上必要書類を手配し、様式と一緒に送りください。

必ず提出が必要な物

- ① 直近の事業年度分の法人税確定申告書
→ 電子申告日時等記載のもの、税務署受領印押印のもの、受信通知を添付のもの
※上記がない場合には対応する事業年度分の納税証明書を添付すること。
- ② 直近の事業年度分の法人概況説明書
- ③ 履歴事項全部証明書
→ 申請日以前、3か月以内に取得した物。写し可。
- ④ 振込口座確認書類
→ 振込先通帳の写し、表面と見開き面(振込口座通帳の表面を開いた直後のページ)

様式第2号で記載した該当項目、該当期間のもののみ提出が必要な物

- ⑤ 令和4年1月から6月までの期間における公共料金(電気)の支出伝票
- ⑥ 令和3年1月から6月までの期間における公共料金(電気)の支出伝票
※ただし⑤と同月の物
- ⑦ 令和4年1月から6月までの期間における都市ガス又はプロパンガスの支出伝票
- ⑧ 令和3年1月から6月までの期間における都市ガス又はプロパンガスの支出伝票
※ただし⑦と同月の物
- ⑨ 令和4年1月から6月までの期間における灯油の支出伝票
- ⑩ 令和3年1月から6月までの期間における灯油の支出伝票
※ただし⑨と同月の物
- ⑪ 令和4年1月から6月までの期間における軽油又はガソリンの支出伝票
- ⑫ 令和3年1月から6月までの期間における軽油又はガソリンの支出伝票
※ただし⑪と同月の物
- ⑬ 令和4年1月から6月までの期間における重油の支出伝票
- ⑭ 令和3年1月から6月までの期間における重油の支出伝票
※ただし⑬と同月の物
- ⑮ 取引状況証明書類（上記⑤～⑭の支払いが確認できる書類 ※通帳のコピーなど）
※ただし⑤～⑭の支出伝票の期日を包含するものに限る）

【支出伝票の定義】

取引業者から発行されたレシートや取引業者の社印や代表社印などが押印された領収書など

※ ただし⑮の書類上(通帳のコピーなど)で、請求書の内容と、支払相手先及び金額が一致している場合には
レシート、領収書の提出は不要とします。

(6)【個人事業主・フリーランス用】添付書類について

給付金を申請する為は前述の様式以外にも下記の必要書類を提出してください。
内容をご確認の上必要書類を手配し、様式と一緒に送りください。

必ず提出が必要な物

- ① 令和3年分の所得税申告書又は市県民税申告書
→ 電子申告日時等記載のもの、税務署受領印押印のもの、受信通知を添付のもの
※上記がない場合には対応する事業年度分の納税証明書を添付すること。
- ② 令和3年分の青色申告決算書又は収支内訳書
- ③ 前出様式第4号の代わりに本人確認書類
→ 運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し
- ④ 振込口座確認書類
→ 振込先通帳の写し、表面と見開き面(振込口座通帳の表面を開いた直後のページ)

様式第2号で記載した該当項目、該当期間のもののみ提出が必要な物

- ⑤ 令和4年1月から6月までの期間における公共料金(電気)の支出伝票
- ⑥ 令和3年1月から6月までの期間における公共料金(電気)の支出伝票
※ただし⑤と同月の物
- ⑦ 令和4年1月から6月までの期間における都市ガス又はプロパンガスの支出伝票
- ⑧ 令和3年1月から6月までの期間における都市ガス又はプロパンガスの支出伝票
※ただし⑦と同月の物
- ⑨ 令和4年1月から6月までの期間における灯油の支出伝票
- ⑩ 令和3年1月から6月までの期間における灯油の支出伝票
※ただし⑨と同月の物
- ⑪ 令和4年1月から6月までの期間における軽油又はガソリンの支出伝票
- ⑫ 令和3年1月から6月までの期間における軽油又はガソリンの支出伝票
※ただし⑪と同月の物
- ⑬ 令和4年1月から6月までの期間における重油の支出伝票
- ⑭ 令和3年1月から6月までの期間における重油の支出伝票
※ただし⑬と同月の物
- ⑮ 取引状況証明書類 (上記⑤～⑭の支払いが確認できる書類 ※通帳のコピーなど)
※ただし⑤～⑭の支出伝票の期日を包含するものに限る)

【支出伝票の定義】

取引業者から発行されたレシートや取引業者の社印や代表社印などが押印された領収書など

※ ただし⑮の書類上(通帳のコピーなど)で、請求書の内容と、支払相手先及び金額が一致している場合には
レシート、領収書の提出は不要とします。

9 審査について

<審査について>

- 書類の到着確認、審査状況、支払時期に関するお問い合わせは、ご遠慮ください。
- ※多くの事業者の方からの申請があることから、書類の到着段階では、個々の送付者(申請者)の確認はしておりません。審査に入った段階で申請者および内容を確認し、不備等がある場合には、別途連絡いたします。
- ※(悪天候などの理由により)発送書類の輸送状況等に関して、不安がある場合には、レターパックなど追跡手段のある方法で、ご郵送ください。
- 売上額や申請額の計算ミスにより、申請額が大きく増減する場合はその旨を連絡いたしますが端数の切り捨て間違いなどの少額の修正については、事務局内で修正を行い、決定通知を持って代えさせていただきます。
- ※申請額が増える場合には、申請書の再提出が必要となります。
- 審査が終了し、支払時期が確定した段階で決定通知をお送りします。
- ※通知が届かないことを防ぐため、住所については建物名・部屋番号等を正確に記入して下さい。

10 その他付帯事項

<支給決定の取り消し>

- 支給要件に該当しない方が申請内容の偽りなど不正な手段によって、本給付金の支給決定を受けたことが判明したときは、支給決定を取り消し、すでに本給付金の支給を受けているときは、給付金の返還を命じます。
- ※本給付金の返還を命じた後に、指定の期日までに、本給付金に係る返還金の納付が確認できない場合には、本給付金に係る返還金のほかに、盛岡市が、別に定める延滞金を徴収します。

<立入検査>

- 盛岡市及び盛岡企業エネルギーサポート給付金事務局は、予算執行の適正化を図るために、その必要に応じて、申請内容について報告を求めるほか、職員による立入検査を行う場合があります。

<追加調査・返還等>

- 一度、給付金を支給した後でも、必要に応じて申請内容の確認や書類の追加提出を求める場合があります。また、計算違いによる過誤払いや不正な申請(書類の偽造、誓約事項の虚偽など)が判明した場合は、返還を命じる場合があります。
- 他の行政機関や商工団体から本申請に関する照会があった場合、情報の提供や申請書類を提出する場合がありますのでご了承ください。
- ※また、申請内容に不明な点がある場合には、税理士や他の商工団体に直接連絡をして確認を行うことがあります。

<会計処理について>

- 会計処理に当たっては、給付金収入を他の収入と区別できるようにしてください。
- 本給付金は課税対象となります。

11 よくあるお問合せ(FAQ)

<対象事業者について>

	問い合わせ	回答
1	盛岡市内の店舗を営んでいるが、申告上の所在地が市外である場合には、対象となるか。	本事業においては、市内に本社(個人事業主・フリーランスの場合には、申告上の所在地)を有することが条件となるため、対象外です。
2	NPO法人、医療法人、社会福祉法人等で資本金も出資金も存在しない場合には、中小企業要件をどのように判断するか。	資本金等が存在しない場合にあっては、常時使用する従業員の数で判断します。
3	フリーランス(請負業など)で申告上、雑所得、給与所得で申告している場合でも対象となるか。	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であり、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる収入である場合には、対象となります。 ※ただし、その全部又は一部について、事務局に証拠書類等を提出することにより、事業活動によるものであることを証明する必要があります。
4	元請会社と業務委託契約を締結し、個人事業の運送業を営んでいるが、事業を行うための燃料費及び公共料金については、元請会社名義で支払いを行っており、契約金額から当該燃料費及び公共料金を差し引いた金額を契約料として、元請会社から支払われている場合には、対象となるか。	事業を行うための燃料費及び公共料金については、個人事業主が本人名義で支払いを行っており、申告上、当該燃料費及び公共料金を自らの事業に供した経費として計上している場合に限り、対象となります。
5	事務所として、複数人でワンフロアを借りており、それぞれが、そこで個別に事業を営んでいるような場合には、給付金を申請することは可能か。	それぞれの事業者が、個別に申告を行っており、事業に供する経費として、燃料費及び公共料金を計上している場合には、それぞれの負担分に応じて、申請することができます。
6	法人として飲食店を営んでいる代表者又は役員が、個人事業主として不動産収入を得ている場合、それぞれで申請することは可能か。	それぞれが個別に申告を行っており、要件を満たす場合には、どちらも対象となります。 ただし、個人事業主が法人に対して、店舗を貸しており(大家店子関係)、当該個人事業主の収入が当該法人からの賃料の支払のみであり、かつ、当該個人事業主と当該法人の代表者又は役員が同一人物である場合には、当該個人事業主の収入は、役員報酬の一部であると考えられ、事業を行っているものと認められないため、対象外となります。
7	ひとつの店舗を二人で共同経営していて、申告は売上・仕入・経費全て1/2とし、それぞれ確定申告していたケースがあるがどのように扱えば良いか。	共同経営の形をとっていても、屋号としては1つである場合には、どちらか1人が申請者となります。

<経費増加要件・増加額の確認について>

	問い合わせ	回答
1	令和3年6月2日以降に創業したが、申請することは可能か。	6月分の燃料費及び公共料金について、令和3年及び令和4年での比較が同期間となる場合には、当該期間分の燃料費等について、算定対象として、申請が可能です。
2	令和4年1月から6月までの期間の燃料費及び公共料金の合計額を、前年の同期間と比較すると、その増加額が2万5千円未満となるが、対象外となるか。	本事業においては、令和4年1月から6月までの任意の月の燃料費及び公共料金の中から、対象となる経費を申請者が選択することができるため、前年の同月と比較して減額となっている経費を除外することにより、増加額が2万5千円以上となる場合には、対象となります。
3	令和3年は、2店舗で営業していたが、令和4年は1店舗で営業している場合には、燃料費及び公共料金の比較は、1店舗分のみで良いか。	継続している1店舗分のみ燃料費及び公共料金での比較で差し支えありません。

4	<p>自宅兼店舗(事務所)として、事業を営んでおり、燃料費等について、自宅:店舗(事務所)=1:1の割合で按分し、申告を行っている場合には、どのように実影響額を算定すれば良いか。</p>	<p>令和3年及び令和4年の燃料費等については、いずれも自宅:店舗(事務所)=1:1の割合で按分し、実影響額の計算を行います。 ※ただし、実影響額の確認書類となる燃料費等の伝票に記載された金額との差異が生じるため、令和3年度の申告書余白箇所に按分割合等を補記するようお願いします。</p>
---	---	--

<申請書類等について>

	問い合わせ	回答
1	<p>確定申告を電子申告で行っている場合、収受印の取扱については、どのようにすれば良いか。</p>	<p>税務署印のほか、申告書に電信申告日時等が記載されているもの、受信通知があるものを対象とします。それらが無い場合は、納税証明書により申告の実態を確認します。</p>
2	<p>年度途中で法人成りしている事業者については、法人・個人どちらの添付書類が必要となるか。</p>	<p>申請日時点において法人であれば、法人の書類となりますが、確定申告書、燃料費等の支払伝票などの確認書類については比較する年月に応じたものを添付してください。</p>
3	<p>様式第4号の法人役員名簿には、役員等の自宅住所や生年月日まで記載する必要があるのか。</p>	<p>本給付金事業においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に則り、岩手県警に対して、事業者照会を行うこととしており、当該照会を行うにあたっての必須記載事項となりますので、ご記載願います。</p>
4	<p>燃料費及び公共料金の支払伝票について、発行日や品目等の記載がないものでも、提出書類として、受理してもらえるか。</p>	<p>燃料費及び公共料金の支払伝票については、実影響額の確認書類であることから、発行月日、発行事業者、支払名義(申請者)、金額、品目及び領収印があるものを原則としますが、燃料費及び公共料金の確認を行うために必要となる項目は、申請者・申請内容により、異なることから、総合的に判断した上で、受理・不受理を決定します。 具体的には、個別にお問合せください。</p>
5	<p>インターネットを利用した「登記情報提供サービス」で取得した法人登記情報は、法人の添付書類である履歴事項全部証明書に代えることは可能か。</p>	<p>様式第4号 法人役員名簿に記載の内容(届出住所や代表者名など)を確認することが可能な情報の記載がある書類であれば、代わりに書類をもちいることができることとします。 具体的には個別にお問合せください。</p>

12 お問い合わせ先

もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局

〒020-8778

盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎内

MAIL : info@morioka-enesapo.jp

TEL : 019-681-7061

FAX : 019-681-7063

受付時間…平日9:00~17:00

・令和4年8月8日(月)~9月2日(金)の期間は20:00まで受付を行います。

・受付時間外、土日祝日の問い合わせはご遠慮ください。

・感染症予防のため、窓口での長時間の相談はご遠慮いただいております。

特設サイトはコチラ！

